千葉市職員の自家用車の公務使用に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、千葉市職員の旅費等に関する条例（平成２年千葉市条例第３１号。以下「旅費条例」という。）第２７条の規定に基づき、職員が公務のために自家用車を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）自家用車　道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第２条第２項に規定する自動車及び同条第３項に規定する原動機付自転車であって、職員又は職員と生計を一にする家族が所有するもの（所有権が留保されているものを含む。）をいう。

（２）旅行命令権者　旅費条例第２条第１項第２号に規定する旅行命令権者をいう。

（自家用車の公務使用登録）

第３条　職員が公務に使用することができる自家用車は、自動車損害賠償補償法（昭和３０年法律第９７号）に定める自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済（以下「強制保険」という。）及び職員の運転が対象となる任意保険（対人補償無制限及び対物補償無制限）に加入しているものとする。

２　公務のために自家用車を使用しようとする職員は、あらかじめ自家用車公務使用登録書（様式第１号）に必要な書類を添付して、所属長に提出しなければならない。自家用車公務使用登録書の記載内容に変更があった場合についても、同様とする。

３　所属長は前項の規定により提出された自家用車公務使用登録書及び添付書類について、公務使用に支障がないと確認したものについて、旅行命令簿に綴るものとする。

４　第２項の規定にかかわらず、所属長は、災害発生時又は緊急時であって、同項の登録をする時間的余裕がないことが明らかであると認める場合には、登録内容を口頭により確認し、旅行命令を発することができる。

（自家用車の公務使用による旅行命令）

第４条　旅行命令権者は、職員（次項に規定する職員を除く。）が公務のために在勤地（旅費条例第２条第３項ただし書に規定する在勤地をいう。）内へ旅行する場合において、自家用車を使用することがやむを得ないと認められるときに限り、当該職員が自家用車を公務のために使用できることを確認した上で、当該職員の自家用車による旅行を命令することができる。

２　旅行命令権者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該職員が自家用車を公務のために使用できることを確認した上で、当該職員の自家用車による旅行を命令することができる。

（１）千葉市職員の給与に関する条例（昭和２６年千葉市条例第３６号）別表第２の教育職給料表の適用を受ける職員が公務のために旅行する場合において、自家用車を使用することがやむを得ないと認められるとき。

（２）障害を有する職員が公務のために旅行する場合において、自家用車を使用することがやむを得ないと認められるとき。ただし、在勤地外へ旅行する場合においては、事前に給与課長と協議を行うものとする。

３　旅行命令権者は、自家用車の公務使用による旅行を命令した職員と用務内容、用務先等が同じである他の職員について、業務遂行上必要と認められる場合には、自家用車の公務使用による旅行を命令した職員に確認した上で、同乗による旅行を命令することができる。

（職員及び旅行命令権者の責務）

第５条　職員は、自家用車を公務に使用する場合には、次に掲げる事項を守り、安全の確保に努めなければならない。

（１）法令の規定及び旅行命令権者の命令を遵守すること。

（２）健康管理に留意し、心身の状態がすぐれないときは運転しないこと。

（３）整備不良による事故等を防止するため、自家用車の整備点検を行うこと。

２　旅行命令権者は、前項各号に掲げる事項について必要な指揮監督に努めなければならない。

（事故の処理）

第６条　職員が、自家用車の公務使用中に事故の当事者となった場合は、事故処理（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第７２条に規定する交通事故の場合の処理をいう。）を行うとともに、直ちに所属長へ報告し、その指示を受けなければならない。

２　前項の報告を受けた所属長は、遅滞なく事実を調査し、自動車事故報告書（[様式第２号](http://www.city.chiba.jp/soumu/reiki_int/reiki_honbun/g0020208001.html#y4)）により総務局総務部給与課長の合議を経て、所管局部公室長に報告しなければならない。

３　自家用車の公務使用中の事故により損害等が生じたときは、所属長の責任において事故の相手方との事故処理を行う。

（事故の場合の損害賠償等）

第７条　職員が自家用車の公務使用中に事故を起こした場合において、他に損害を加えたときは、当該職員の自家用車において締結されている強制保険及び任意保険により賠償する。

２　市は、自家用車の公務使用中の事故による修繕費用等については、負担しない。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

（令和元年台風１５号による被災地派遣に関する特例）

２　令和元年台風１５号による被災地派遣に関する第４条第２項の規定の適用については、同項第１号中「千葉市職員の給与に関する条例（昭和２６年千葉市条例第３６号）別表第２の教育職給料表の適用を受ける職員が公務のために旅行する場合において、自家用車を使用することがやむを得ないと認められるとき」とあるのは「千葉市職員の給与に関する条例（昭和２６年千葉市条例第３６号）別表第２の教育職給料表の適用を受ける職員が公務のために旅行する場合において、自家用車を使用することがやむを得ないと認められるとき及び令和元年台風１５号に伴う被災地派遣のために旅行する場合において、公用車を使用した場合には被災地における公務に著しい支障が生じ、かつ、職員の自家用車を使用することがやむを得ないと認められるとき」とする。

（新型コロナウイルス感染症の感染予防のためサテライトオフィスとして設置する四街道市文化センターへの旅行に関する特例）

３　新型コロナウイルス感染症の感染予防のためサテライトオフィスとして設置する四街道市文化センターへの旅行に関する第４条第２項の規定の適用については、同項第１号中「千葉市職員の給与に関する条例（昭和２６年千葉市条例第３６号）別表第２の教育職給料表の適用を受ける職員が公務のために旅行する場合において、自家用車を使用することがやむを得ないと認められるとき」とあるのは「千葉市職員の給与に関する条例（昭和２６年千葉市条例第３６号）別表第２の教育職給料表の適用を受ける職員が公務のために旅行する場合において、自家用車を使用することがやむを得ないと認められるとき及び新型コロナウイルス感染症の感染予防のため四街道市文化センターをサテライトオフィスとして利用するために旅行する場合において、自家用車を使用することがやむを得ないと認められるとき」とする。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年９月１９日から施行する。

　 附　則

この要綱は、令和３年１月２７日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年６月１日から施行する。